

## 企画提案仕様書

## 1 募集業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度京丹後市公民連携マッチング支援業務
- (2) 業務期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (3) 契約形態 委託契約
- (4) 見積上限額 770,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 趣旨・目的

本市では、令和7年8月に民間提案制度「きょうたんご共創ラボ」を創設し、公民連携による地域課題の解決や新たな価値創出に向けた取組を推進しているが、制度のさらなる活用に向けては、民間事業者に対する効果的な情報発信や、多様な民間事業者とのマッチング機会の創出が課題となっている。

民間事業者との幅広いネットワークや公民連携に関する専門的知見、コンサルティング能力を有する事業者に中間支援業務を委託し、庁内における公民連携テーマの発掘・ブラッシュアップを行うとともに、民間事業者の参画を促進する効果的な情報発信及びマッチング支援を実施するため、公募型プロポーザルにより事業者を募集するもの。

## 3 業務内容

## (1) 課題抽出業務

## ア 対象

- ・京丹後市役所の課（30課程度を想定）

## イ 内容

- ・市の各部署（30課程度）を対象にヒアリングを実施し、行政課題や民間事業者との連携による解決可能性のあるテーマの把握を行うこと。あわせて、抽出した課題について整理・分析を行い、課題の背景や目的、期待する効果等を明確化すること。
- ・ヒアリング結果及び分析結果を踏まえ、民間提案制度において重点的に取り組むべき課題を選定し、優先順位付けを行うこと。なお、選定する重点課題（テーマ）は10件程度を想定する。

## ウ 実施体制

- ・業務の実施に当たっては、京丹後市政策企画課と連携しながら進めること。

## (2) 発信業務

## ア 対象

- ・民間事業者等

## イ 内容

- ・前条により選定した重点課題について、民間事業者からの提案を促進するため、行政課題を民間事業者にとって理解しやすく、提案につながりやすい内容に整理するとともに、課題の背景、現状、目的、期待する成果及び求める提案内容等を明確化し、市ホームページ等への掲載に必要な資料を作成すること。
- ・作成した資料を活用し、民間事業者に対する効果的な情報発信及び提案募集を実施すること。なお、提案募集に当たっては、受託者が有するネットワーク等も活用しながら、多様な事業者の参画を促進すること。
- ・提案を検討する民間事業者からの相談対応を行うとともに、課題所管課と民間事業者との対話の場で助言を行うなど、双方の理解促進及び提案内容の具体化に向けた伴走支援を行うこと。

#### ウ 実施体制

- ・業務の実施に当たっては、京丹後市政策企画課と連携しながら進めること。

### (3) 民間事業者等との事業実施にむけての支援業務

#### ア 対象

- ・京丹後市役所及び民間事業者

#### イ 内容

- ・民間事業者から提案のあった事業について、実証事業（トライアル事業）や事業化等の実施に向け、提案事業者及び市担当部署との調整など円滑な事業推進に必要な合意形成を支援すること。
- ・受託者は市との定例打合せを実施し、各案件の進捗状況、課題及び対応方針を共有するとともに、必要な助言及び提案を行うこと。

#### ウ 実施体制

- ・業務の実施に当たっては、京丹後市政策企画課と連携しながら進めること。

## 4 業務の対象経費

### (1) 人件費

本業務に従事する者の給料、通勤手当、社会保険料等

### (2) 事業費

- ア 本業務に従事する者の旅費
- イ 業務で使用する車の燃料費
- ウ 業務に係る通信運搬費
- エ 情報発信に係る経費
- オ その他業務の実施運営に伴う経費

## 6 事業の運営・報告等

- (1) 概ね月 1 回程度、定例会議を開催し、市と情報共有を図ること。
- (2) 毎月の事業を完了したときは、業務実施の翌月 10 日までに業務完了報告書を市に報告すること。

- (3) 必要に応じて状況等を分析し、成果及び今後改善すべき課題の整理を行い、課題については、改善に向けて市と対応等を協議すること。
- (4) 有益な視察研修など、参加希望者から参加費用を徴収しての開催も可とする。その場合、参加者から徴収する費用は実費分（交通費・宿泊費など）のみとする。

## 7 その他業務の履行に当たっての留意事項

- (1) 業務実施者は、相談等により取得した個人情報については、京丹後市個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し取り扱うこと。また、本事業が完了した後も同様とする。
- (2) 業務実施者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、個別業務については、市の了解を得て第三者に委託することができる。
- (3) 業務実施者は、事業実施にあたり、委託契約書に明記のない事項及び事業実施上疑義が生じた内容等については、速やかに市と協議すること。
- (4) 業務実施者は、業務実施に伴い第三者に損害を与えた場合は、京丹後市の責に帰すべきものを除き、全て業務実施者の責任において処理すること。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、京丹後市と協議して決定すること。